

学校事故対応に関する指針（改訂版）（案）に関する意見募集の実施について

文部科学省においては、「第 3 次学校安全の推進に関する計画（令和 4 年 3 月 25 日）」に基づき、「学校事故対応に関する指針（平成 28 年 3 月）」の改訂に向けた検討を進めています。

本検討は、令和 4 年度に設置した「学校安全の推進に関する有識者会議」において専門的な議論をいただきながら進めているところであり、このたび、改訂版の案がまとまりました。

については、本改訂版（案）について意見募集を実施します。御意見がありましたら、下記の要領にて御提出ください。

【1. 案の具体的内容】

別添資料のとおり

【2. 意見の提出方法】

（1）提出手段 以下の Web フォームでの入力

<https://forms.office.com/r/nJGX8PmgUd>

※電話等による意見の受付は致しかねます。

※e-Gov の意見入力機能による提出も可能ですが、簡易に入力できるよう上記 Web フォームを用意しておりますので、Web フォームからの提出にご協力をお願いします。（これらの方法により難しい場合は【4. 備考】を参照ください。）

（2）提出期限 令和 6 年 1 月 26 日（金）必着

【3. 意見提出様式】

以下の項目を記載してください。

- ・氏名
- ・所属機関
- ・メールアドレス
- ・電話番号
- ・意見分類（次のいずれに対する意見か。1 本指針の目的・対象・構成 / 2 事故発生の未然防止 / 3 事故発生に備えた事前の取組等 / 4 事故発生後の対応の流れ / 5 調査の実施（基本調査・詳細調査） / 6 再発防止策の策定・実施 / 7 被害児童生徒等の保護者への支援 / その他）

・意見

- ※ 複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、論点ごとに別葉としてください。
(1回答につき1意見としてください。)

【4. 備考】

- ① 御意見に対して個別の回答は致しかねます。
- ② 御意見については、氏名、所属機関、電話番号及びメールアドレスを除いて公表される場合があります。なお、電話番号及びメールアドレスについては、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外では使用しません。
- ③ 意見の提出方法について、【2. 意見の提出方法】により難しい場合は、下記問合せ先まで相談ください。
- ④ この意見提出の要領に則っていないものは受領しかねます。

(本件問合せ先)

※意見提出は【2. 意見の提出方法】の記載を原則とします。

※この連絡先は意見提出用のものではありません。

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室

電話：03-5253-4111（内線 2966） 電子メール：anzen@mext.go.jp